

第

3

章

計画の基本理念と基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 施策の体系

第3章 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

「助けあい・励ましあい・認めあい」 みんなが主役の地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、だれもが持つ願いです。

そのためには、だれもがふれあい、思いやる気持ちとお互いを尊重しあいながら支えあい、若者から高齢者まですべての住民が、地域において活躍することのできる地域社会を目指していくことが大切です。

地域福祉は、今までの、制度・分野ごとの縦割りや、支え手と受け手という関係を超え、住民や地域福祉を支える多様な人々が「我が事」として受け止め参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目標としています。

災害時に、地域の人々が支えあって命を守る支えあい活動については、多くの住民が関心を寄せています。しかしながら、一方で、地域住民同士の関わりあいが希薄化し、孤立死、ひきこもり及び虐待等の諸問題が発生しています。

それらの諸問題を解決していくためには、住民一人ひとりの取り組みの他、町会・管理組合・自治会、地域福祉を支える各種団体等、住民相互の支えあい機能を強化していくことが重要です。

そこで、すでに地域でさまざまな支えあい活動を実践しているNPO法人、ボランティア団体・市民活動団体が地域住民とつながり、活動をしている人同士がつながり、支えあいの輪が広がることを目指します。

また、地域を基盤とする包括的支援の強化として、地域包括ケアの理念の普遍化をめざし、生活上の困難を抱えるかたへの包括的支援体制の構築や、共生型サービスの創設を目指します。

第3次三郷市地域福祉計画では、『「助けあい・励ましあい・認めあい」みんなが主役の地域づくり』とする第2次計画の基本理念を継承し、基本理念を推進するための「おたがいさま」・「おかげさま」・「ありがとう」の合言葉も引き続き活用しながら、お互いに支えあう福祉のまちづくりの実現を目指します。

2

基本方針

(1) 地域で互いに支えあうまちづくり

少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの多様化等の社会情勢の変化に伴い、地域における住民同士の交流の希薄化が進むと、地域社会の機能が低下し、そのために孤立して悩みを抱えている人も少なくありません。

複雑化・多様化する地域の課題や生活の課題は、行政だけで解決するのではなく、一人ひとりが「我が事」として受け止め、地域で助けあい、支えあって解決していくことが重要です。

だれもがお互いにかけてあげられない大切な存在であることを認識し、お互いの人権を尊重しあう温かい心をもって、身近なところでふれあい、理解を深める「地域で互いに支えあうまちづくり」を推進していきます。

(2) 地域福祉活動を支える住民参加のまちづくり

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心・愛着を持ち、地域のさまざまな活動に積極的に参加していくことが必要です。

町会・管理組合・自治会やPTA等が中心となって行う清掃活動や募金活動、あいさつ運動等の身近な地域活動は、だれもが参加しやすいような環境を整えることが重要です。

また、ボランティア活動・NPO 活動等、豊かな知識と経験を持った人材を活用し、地域活動を活性化するとともに、今後の活動を担う人材の育成に努め、「地域福祉活動を支える住民参加のまちづくり」を推進していきます。

(3) 必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり

福祉サービスは、高齢者・障がい者・児童等、対象に応じて行政が措置として提供するだけのものではなく、利用者が必要なサービスを自ら選び、利用する仕組みとなっています。

この仕組みは、利用者が、サービスや提供事業者を自由に選ぶことができる反面、必要なサービスや提供事業者を選ぶための情報や知識を持つことが必要になります。

どのような福祉サービスや相談窓口、サービスの担い手があるか等の情報提供体制の充実を図るとともに、サービス提供体制の基盤整備に努め、「必要な時に必要な福祉サービスを選択できるまちづくり」を推進していきます。

(4) 地域で安心して暮らせるまちづくり

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日頃から、地域のさまざまな活動に積極的に参加して、地域の住民同士でコミュニケーションをとり、いざという時にお互いに助けあえる関係を築くことが必要です。

また、災害が発生した際に自分の身の安全は自分で守れるように、一人ひとりが備えておくことも重要です。

道路や公共施設等が安全で快適に利用できるように、「バリアフリー^{※1}」の視点に立った日常生活環境の整備に努めるとともに、情報・教育・人々の意識・コミュニケーション等あらゆる分野で、年齢や性別、国籍、障がいの有無等により、活動やコミュニケーションに不便が生じることなく、すべての人にとって安心して生活できるように、「ユニバーサルデザイン^{※2}」の視点に立った環境の整備に努め、「地域で安心して暮らせるまちづくり」を推進していきます。

※1…高齢者や障がいのあるかた等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障がいを取り除いた事物および状態のことです。

※2…文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

3 施策の体系

基本理念

基本方針

「助けあい・励ましあい・認めあい」みんなが主役の地域づくり

地域で互いに

(1) 支えあう

まちづくり

地域福祉活動を支える

(2) 住民参加

のまちづくり

必要な時に必要な

(3) 福祉サービス

を選択できるまちづくり

地域で

(4) 安心して暮らせる

まちづくり

施策の方向性

取り組み

①地域での交流、ふれあいづくり

②心のバリアフリーの推進

【自助】隣近所で声をかけあい、気軽に話せる環境を作りましょう

【互助】地域で集まる機会を積極的に設け、住民同士で交流しましょう

【公助】人権意識の高揚や啓発に関する研修等を開催します

①地域活動への参加促進

②ボランティアの育成

【自助】自分の住んでいる地域に関心を持ち、積極的に参加しましょう

【互助】だれもが活動に参加しやすいような環境を整えましょう

【公助】各種養成講座を開催し、人材育成に努めます

①サービスの担い手の情報提供

②必要なサービスの情報を得て
選択できる仕組みづくり

【自助】どのようなサービスや相談窓口があるか、情報を集めましょう

【互助】日頃からコミュニケーションをとり、支援が必要な時には専門機関につなぎましょう

【共助】社会保険制度・相互扶助によるサービスを適正に提供します

【公助】各種相談体制を充実し、自立のために必要な支援を行います

①災害時対策の促進

②バリアフリーのまちづくり

【自助】自分の身の安全は自分で守れるように日頃から備えましょう

【互助】地域で行われる防災訓練やお祭り等に積極的に参加し、いざという時に助け合いましょう

【公助】災害や防災に関する情報を速やかに提供します